

公立大学法人福知山公立大学教員採用及び昇任の手続きに関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人福知山公立大学職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第5条第2項の規定に基づく教員の採用及び昇任の手続きに関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「教員」とは教授、准教授、助教をいう。

(教授の資格)

第3条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、教育研究上の能力があると認められる者とする。

- (1) 博士の学位（外国において授与された、これに相当する学位を含む。）を有し、研究上の顕著な業績を有する者
- (2) 教育及び研究上の能力に優れ、顕著な業績があると認められる者
- (3) 大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国における、これらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者。
- (4) 専門分野において、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

(准教授の資格)

第4条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、教育研究上の能力があると認められる者とする。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する者
- (2) 大学において助教又はこれに準じる職員としての経歴（外国における、これらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者
- (3) 専門分野において、優れた知識及び業績を有すると認められる者

(助教の資格)

第5条 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 第3条各号又は前条各号のいずれかに該当する者
- (2) 専門分野において、知識及び経験を有すると認められる者

(共通事項)

第6条 教員となることのできる者は、第3条から前条までに規定するところによるほか、人格が高潔で教育及び研究、地域貢献への熱意があり、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい者でなければならない。

(選考の提案)

第7条 教員の採用に係る選考手続きは、次項から第11条までの手順に従い行うものとする。

2 学部長は、教員を採用しようとするときは、教授会の議を経て、学長に申し出るものとする。

3 学長は、教員の採用が必要と判断した場合には、採用に関する手続きを開始する。

4 学長は、前項の採用に関する手続きを開始するにあたり、必要に応じて採用方針を明示する。

(選考委員会)

第8条 学長は、採用に係る募集要項の作成及び候補者の選考等を行うため、選考委員会を設置する。

2 選考委員会は、次に掲げる者で組織する。この場合において、学長は、必要に応じて外部の有識者を委員とすることができる。ただし、採用の候補者となった者は、委員になることはできない。

(1) 教授会から選出された教員5名

(2) その他学長が必要と認める者

3 選考委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

4 選考委員会の会議は、委員長が議長となり招集する。

5 選考委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

6 選考委員会の議事は、出席者の3分の2以上で決するものとする。

7 選考委員会は、次の事項について審議する。

(1) 採用に係る募集要項に関すること。

(2) 採用候補者の教授会への推薦に関すること。

8 選考委員会は、前項の審議結果を学長に報告する

(募集等)

第9条 学長は、選考委員会から報告のあった募集要項については、教授会の審議を経て、募集を開始する。

2 募集に当たっては、応募者に次の各号に掲げる書類を提出させる。

(1) 履歴書(学歴、職歴その他の経歴を記載した書類をいう。)

(2) 教育研究業績書(教育研究業績を記載した書類をいう。)

(3) 教育及び研究に対する抱負

(4) その他選考委員会が必要と認める資料

(候補者の審査)

第10条 前条第1項により応募した者について、選考委員会は、第3条から第5条に規定す

る基準により審査し、採用候補者を教授会に推薦する。

2 教授会は選考委員会から推薦のあった採用候補者について審査を行い、採用候補者を決定する。

3 教授会は、前項により採用候補者を決定したときは、速やかに学長に報告する。

(採用の決定)

第 11 条 学長は、採用候補者の採用を決定し、教育研究審議会に報告する。

(手続きの特例)

第 12 条 次の各号に掲げる場合は、第 9 条及び第 13 条の規定にかかわらず、学長は教授会の審査を経て採用候補者を決定することができる。

(1) 学部、学科の設置に伴うもので、その認可等に際し教員審査の対象となる教員を採用する場合

(2) その他学長が認める場合

2 学長は、前項の規定による採用候補者の採用を決定したときは、教育研究審議会に報告しなければならない。

(昇任の推薦)

第 13 条 学部長は、教員の昇任に当たり、優れた教育研究業績を有し、別に定める教員資格審査基準を満たし、昇任させることが適当であると判断する者がある場合は、学長に候補者を推薦することができる。

(昇任手続き)

第 14 条 第 8 条から第 11 条までの規定は、昇任について、これを準用する。

(委任)

第 15 条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

(規程の改廃)

第 16 条 この規程の改廃は、必要に応じて理事長が行う。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。